

バス利用回数券の購入助成

9月から、乗合バスの利用促進とバス利用に係る経済的負担を軽減するため、回数券の購入費の一部を助成します。

対象となる方	九戸村の住民であって、岩手県北自動車(株)が発行する回数券を購入した者（未成年者の場合は、その保護者）。
申請方法	申請書必要事項を記入・押印して、岩手県北自動車(株)から購入したことの証明を してもらい回数券の現物を持って九戸村役場3階総務企画課地域振興班に提出して ください。 ※ 申請書は、岩手県北自動車株式会社伊保内支所と九戸村役場3階総務企画課地 域振興班にあります。また、九戸村のホームページからダウンロードできます。
対象路線	岩手県北自動車株式会社が運行する次のバス路線。 「九戸村循環バスでない村内路線」、「二戸線」、「一戸線」、「葛巻線」、「軽米線」 ※ 「高速バス」や「九戸村循環バス」では、使用できません。
助成割合 (※1※2)	(1) 村内の乗り降りにのみ使用できる回数券 購入額の5割以内 (2) 乗り降りの片方が村内のときに使用できる回数券 購入額の2割以内
添付書類	・ 回数券の現物（助成申請の有無を村で確認印を押してお返しします） ※ 村が確認印を押す箇所が無いもの、破損・汚損している場合は助成対象外。
その他	・ 平成27年9月1日以降に購入した専用回数券が対象です。 ・ 申請は、毎月20日（休日のときはその前日）をその月の助成金計算の締め日と します。

※1 「乗り降りの片方が村内のとき」とは、「村内で乗って村外で降りる」場合と「村外で乗って
村内で降りる」場合をいいます。

また、「乗り降りの片方が村内のときに使用できる回数券」は、村内の乗り降りのみでも使用
できます。

※2 助成は、九戸商業協同組合共通商品券の交付をもって行います。そのため、助成額は500円
単位とします。助成金を計算するとき、1円以上500円未満は0円とし500円以上1,000
円未満は500円とする端数整理を行います。

注意事項

- ◆ ほかの制度で同程度の助成を受けているときは、助成対象外です。
- ◆ 不正な方法で助成を受けたときは、助成金を返還してもらいます。

【 問い合わせ先：九戸村役場総務企画課地域振興班 0195-42-2111（内線171・172） 】

裏面は高校生の通学定期券助成について